

地域主体の公共交通サービスの検討

A. ガイドブックの構成

はじめに	2
1. 生駒市の公共交通に関する考え方.....	3
1.1. これまでの取組状況.....	3
1.2. 生駒市の公共交通に対する考え方.....	4
2. 地域主体の公共交通サービス検討の流れ.....	5
2.1. 導入までの検討手順.....	5
2.2. 本ガイドブックで対象とする「地域主体」の公共交通サービスとは.....	6
2.2.1. 地域主体の公共交通サービスとは	6
2.2.2. たけまる号とは.....	7
2.2.3. 自家用有償旅客運送とは	8
2.2.4. 許可や登録を要しない運送とは	9
3. 地域主体の公共交通サービスの導入に向けた検討.....	10
3.1. 地域の将来ビジョンを話し合う	10
3.2. 課題を把握する	11
3.3. 困っている人などの状況から必要な公共交通サービスを考える	12
3.4. 課題や公共交通サービスに応じて組織をつくる	14
3.5. 公共交通サービスの運行内容等を考える	15
3.5.1. 運行ルートや乗降場所.....	16
3.5.2. 運行ダイヤ（運行頻度、運行日等）	17
3.5.3. 利用方法（予約方法等）	18
3.5.4. 料金体系.....	19
3.5.5. 利用者数の計算.....	22
3.5.6. 運行費用と収入の試算.....	23
3.6. 試験運行（実証実験）をおこなう	26
3.6.1. 試験運行をおこなう目的	26
3.6.2. 試験運行の数値目標の設定	26
3.6.3. 本格運行に向けた検証.....	26
3.6.4. 許可をうける	27
3.7. 本格導入に向けた準備をおこなう	28
3.7.1. 許可をうける	28
3.7.2. 本格導入後の活動内容をきめる	28
4. Q & A	29

B. ガイドブック

はじめに ~本ガイドブックについて~

生駒市では、鉄道をはじめ、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の公共交通が整備され、市民の生活を支えるうえで大きな役割を果たしています。

しかし、自宅からバス停が遠いことや急な坂道が多いこと、また、バスの便数が少ないことなどの理由から、公共交通の利用を不便と感じている人もいます。また、道路が狭くバス車両では走行することが難しい地域や比較的人口の少ない地域、住宅が点在している地域など、既存の公共交通では持続的な取組みが困難な地域もあります。

このような地域の多様なニーズに応じた柔軟な公共交通サービスを実現するためには、既存の公共交通サービスを補完・連携するような地域の方々が主体となった公共交通サービスの導入が求められています。

また、地域の方々がお住まいの地域における公共交通のあり方を自ら考えていくことで、地域にとって本当に必要な公共交通サービスが明確になってきます。そして、導入後も公共交通を積極的に利用し、支える意識が醸成されることも期待できます。『公共交通は市民、交通事業者、行政みんなで守り育てていく』という意識の醸成はとても大切なことです。

本ガイドブックでは、地域主体の公共交通サービスの導入を検討するにあたって、導入可能な公共交通サービスの種類や検討に必要な事柄を整理したものであり、地域の皆さまの検討の第一歩として活用していただくことを目的として作成したものです。

<本ガイドブックの構成>

第1章	生駒市が提供する公共交通サービスの考え方や、公共交通に関する取組を紹介しています。
第2章	地域主体の公共交通サービスについて、その概要や運行内容等を紹介しています。
第3章	地域の公共交通サービスの導入手順を紹介しています。
第4章	地域主体の公共交通サービスを導入する際や、実際に運行する際などで、よくある質問を紹介しています。

1. 生駒市の公共交通に関する考え方

1.1. これまでの取組状況

現在、多くの地域で人口減少や新型コロナウイルス感染症等に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。一方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

課題解決に向けて、国、生駒市、生駒市地域公共交通活性化協議会（以下、協議会）が取り組んできたことを以下に示します。

国 の 取 組	<p>■法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律を令和2年11月27日に施行 ・持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進することを目的とする ・原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定 ・交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充する ・特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促す
生 駒 市 の 取 組	<p>■生駒市地域公共交通活性化協議会の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年11月27日に設立した法定協議会 ・市内路線バス等の活性化を通じて、生活交通の維持、地域の活性化に向けた方策を検討することを目的とした協議会 ・関係行政機関、交通事業者、市民、生駒市などが委員として参加
協 議 会 の 取 組	<p>■計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生駒市地域公共交通総合連携計画」を平成23年3月に策定 ・連携計画の次期計画として、生駒市の公共交通のマスタープランとなる「生駒市地域公共交通計画」を令和3年3月に策定 <p>■コミュニティバス「たけまる号」の整備・・・詳細はP.7へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携計画に基づき、たけまる号について検討し、実証運行・本格運行の実施 <p>■公共交通の利用促進に資する事業等</p>

1.2. 生駒市の公共交通に対する考え方

本市の公共交通に対する考え方を以下に示します。生駒市が主体的となって公共交通施策に取り組むことはもちろんのこと、実現に向けては、市や交通事業者だけでは持続可能な移動手段は確保できません。そこで、市民の皆さまの理解と協力が不可欠であり、市・交通事業者・市民との協創により課題を皆さんと一緒に解決し、価値創造を目指していきたいと考えています。

市民が日常生活を行う上で必要となる活動機会を保障していくため、既存の鉄道や路線バス、コミュニティバス、自家用車、オートバイ、自転車、徒歩等で活動拠点まで行くことのできない市民に対し、市民の将来の生活を支えるという考え方のもとで、生駒市が主体的となって公共交通サービスの提供等を行う。

<活動機会>

日常生活に必要な活動は、通勤、通学、買い物、通院、社交等。これらの活動をするための会社や学校、商店、病院、交流のための施設等(活動拠点)に行くことができれば、それに応じてその地域でできる活動の内容が決まる。これを活動機会という。

<活動機会の確保>

自力で通勤、通学、買い物、通院、社交等を行うための活動場所まで行くことができない市民に対して、活動場所までの公共交通サービスを提供することを活動機会の確保という。

<活動機会の保障>

誰もが利用できる交通手段（公共交通サービス）によって、すべての人に活動機会が確保されることを活動機会の保障という。

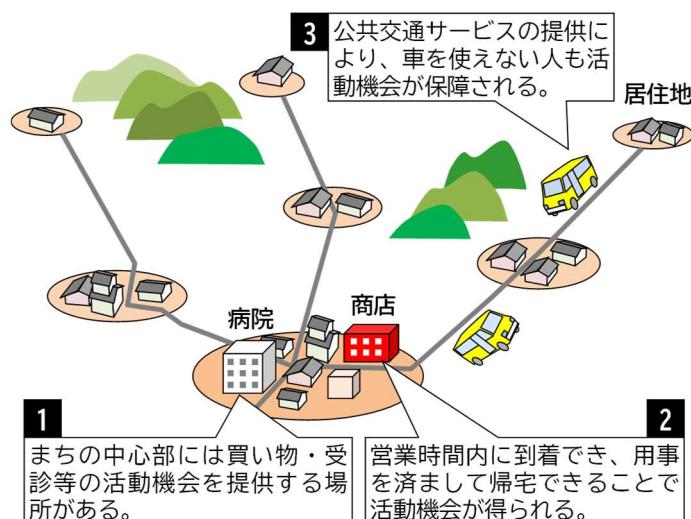


図1 活動機会の保障のイメージ図

2. 地域主体の公共交通サービス検討の流れ

2.1. 導入までの検討手順

地域が主体になった公共交通サービスの導入に向けては、あなたのお住まいの地域の現状や課題を把握し、地域にとって望ましい公共交通サービスの内容を考える必要があります。具体的には第3章に示しますが、以下の手順に沿って考えてみましょう。

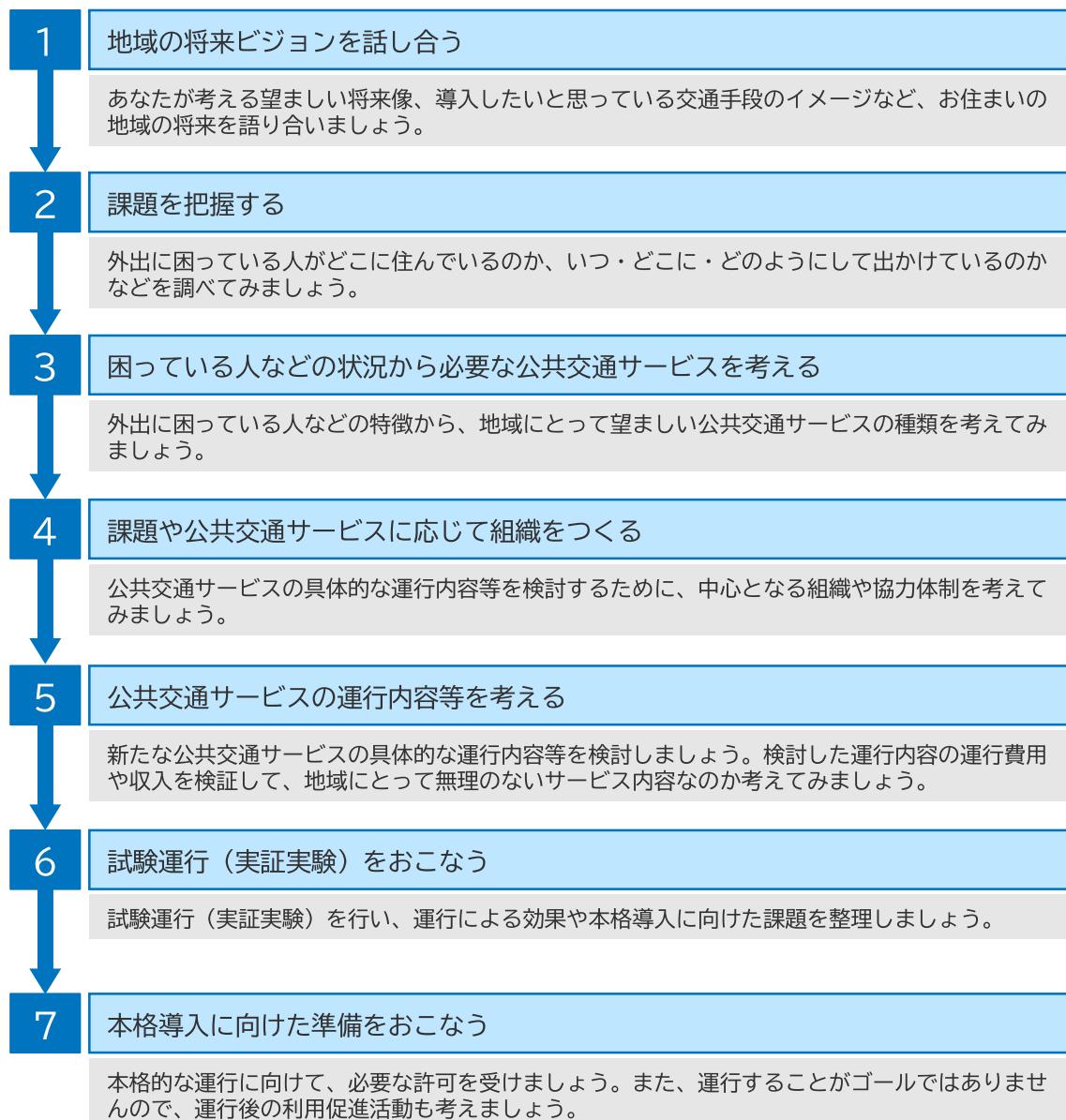


図2 導入までの手順の概要

2.2. 本ガイドブックで対象とする「地域主体」の公共交通サービスとは

2.2.1. 地域主体の公共交通サービスとは

地域主体の公共交通サービスとは、地域住民が主体となって、その地域に必要な公共交通サービスを自ら検討し、実際に運行し、利用促進等を行っていく取組のことを指します。

地域の皆さまが中心になって取り組みますが、生駒市（協議会）、交通事業者など、専門的な知識や経験を有する関係者は、地域での検討状況に応じて協力・連携します。

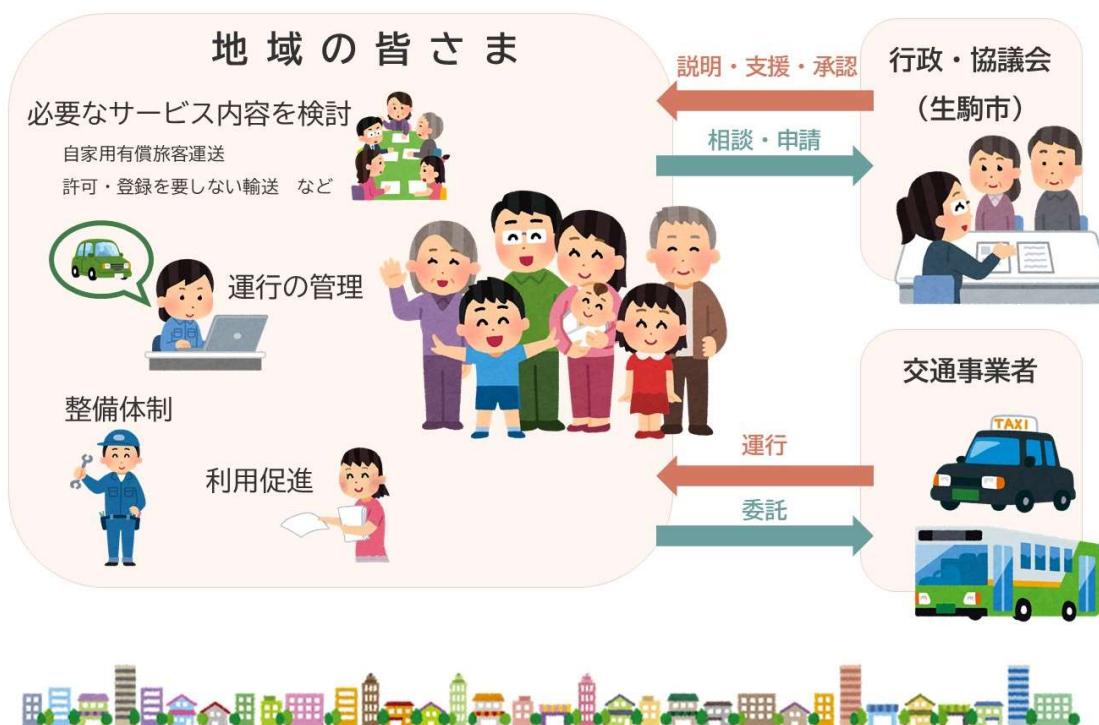


図3 地域の皆さまの主な取組と行政・協議会等との関係

2.2.2. たけまる号とは

生駒市ではコミュニティバス「たけまる号」を運行しています。たけまる号は、自動車を運転しない方でも日常生活に必要な買い物や通院ができるように昼間時間帯を中心に運行し、市民の活動機会を確保するための公共交通サービスの一つとして、重要な役割を担っています。また、運行に必要な費用が運賃収入だけでは不足する場合、市や沿線地域からの負担で補っています。現在運行している路線は、光阳台線、門前線、北新町線、西畠・有里線、萩の台線の5路線があります。



■生駒市の公共交通サービスの提供ルール

・たけまる号の評価指標と評価基準

生駒市の負担割合の上限が70%以下

・評価基準を満たすように講じる内容

- (1) 沿線地域の住民などが積極的に利用するとともに、日常生活のみならず、地域を訪れる地区外の方にも活用いただくようPRし、利用者を増やして運賃収入を増やす。
- (2) 不足する運行費用を沿線地域の住民や自治会が負担する（例；不足分に相当する回数券を購入してみんなで利用するなど）、また沿線の企業や事業所にも利用促進や享受する便益に応じた費用負担を求めるなどの方法で、沿線地域が必要な公共交通サービスの提供に協力する。
- (3) 運行形態を見直し費用の低減を図る。

・評価基準を満たさない場合

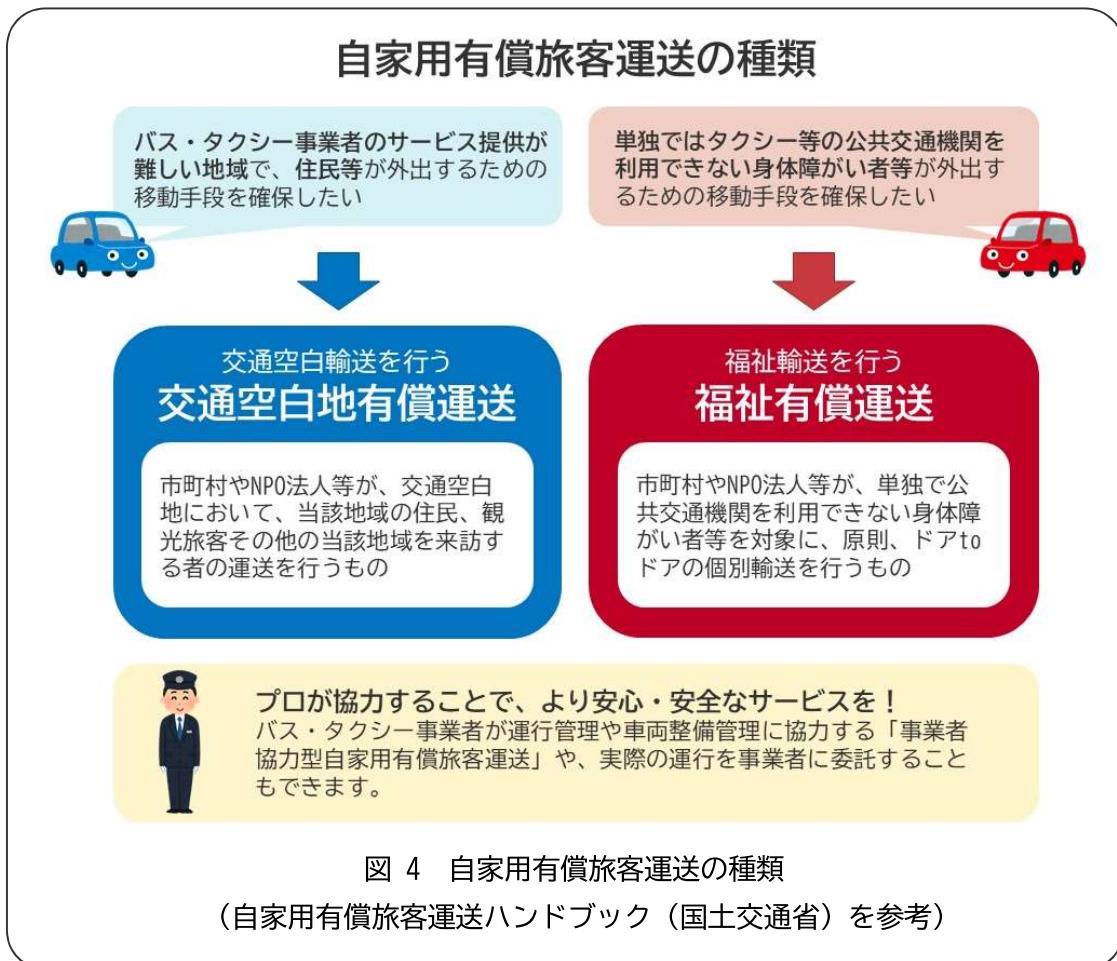
速やかに対応方針を検討し、活動機会を保障できる範囲内で運行日を減らす、需要に見合った他の交通手段を導入する等、必要な公共交通サービスを確保する方法を検討する。

2.2.3. 自家用有償旅客運送とは

「自家用有償旅客運送」とは、既存のバス、タクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない地域等において、住民等の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送する仕組みです。

エリアや利用者を限定して運行されるもので、事業用ではない自家用車を使って、運送の対価を受け取り、バスやタクシーでは対応しきれない小規模の移動ニーズに応えることが可能です。

なお、自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運行したい地域に既存の公共交通サービスが存在しないことや、生駒市地域公共交通活性化協議会において協議が調った上で、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。また、輸送の安全確保にノウハウのあるバス・タクシー事業者の協力を得て、自家用有償旅客運送を導入することも可能です。詳しくは、生駒市又は運輸支局までご相談ください。



2.2.4. 許可や登録を要しない運送とは

既存の公共交通機関や登録を受けた自家用有償旅客運送に頼ることが困難な場合に、ボランティアや地域の助け合いといった活動において、道路運送法上の許可・登録を受けずに自家用車を用いて無償または実費相当額で運送する仕組みです。

また、次の点を、運送主体が利用者に、わかりやすく周知する必要があります。

- ①道路運送法が定める輸送の安全や利用者保護の措置が担保されていないこと
- ②事故の際の責任の所在
- ③損害保険の加入の有無や補償内容

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車（白ナンバー）をえる ・第1種免許で運転可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費、道路通行料、駐車場料金の3つに要する料金は受け取れるが、ドライバーの運送の対価は受け取れない ⇒詳細はP.21へ ・安全の確保や利用者の保護などの道路運送法上の保護は確保されないため、自己責任となる

※「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。個別の旅客運送行為が、許可等を必要とするかどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されます。必ず、生駒市又は運輸支局までご相談ください。

3. 地域主体の公共交通サービスの導入に向けた検討

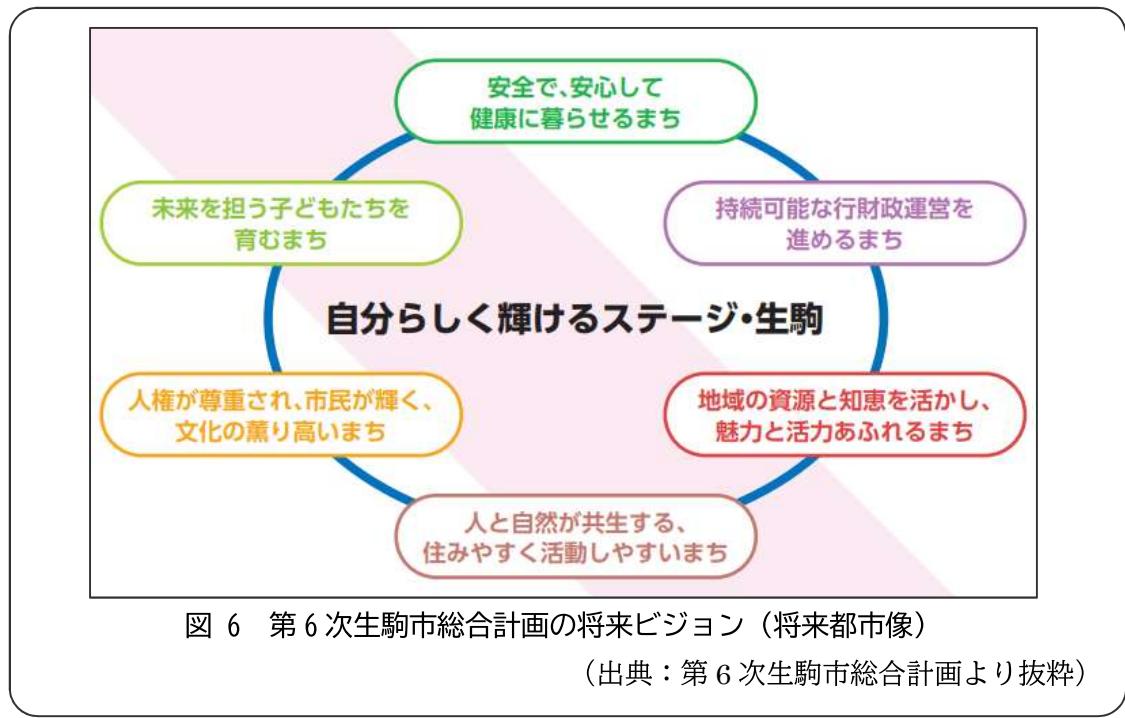
3.1. 地域の将来ビジョンを話し合う

地域にとって公共交通サービスを導入することがゴールではありません。公共交通サービスを導入・充実することで、どういう地域になることを目指すのか、地域のあるべき姿(=将来ビジョン)を共通認識として持つことが必要です。例えば、生駒市の総合計画では、「自分らしく輝けるステージ・生駒」を将来の都市像として定めています。(図6)

そのため、取組のスローガンとなるような地域の将来ビジョンを、みんなで話し合いましょう。



図5 地域の将来ビジョンの例



3.2. 課題を把握する

地域の将来ビジョン（地域のあるべき姿）が決まつたら、次は地域の移動に関する課題などを整理してみましょう。

まずは、地域の将来ビジョンが実現できていない要因（問題点）を把握します。例えば、外出に困っている人がどこに住んでいるのか、どこに行くときに困っているのか、いつ・どこに・どのようにして出かけているのかなどを調べてみましょう。

地域の状況を調べる方法として、個別具体的な意見を収集できるアンケート調査やヒアリング調査を実施することも有効です。

<アンケート調査の概要や聞き取り項目の例>

調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を利用しない人も含めて、普段の移動の特性を把握する。 ・公共交通に対する考え方について地域の総意を捉える。 						
聞き取り項目	<table border="0"> <tr> <td>・回答者の属性</td> <td>・公共交通の利用状況</td> </tr> <tr> <td>・運転免許の保有状況</td> <td>・地域主体の交通サービスに関する意向</td> </tr> <tr> <td>・日頃の外出で困っている事</td> <td>・外出の特性（行き先、頻度、時間帯等）</td> </tr> </table>	・回答者の属性	・公共交通の利用状況	・運転免許の保有状況	・地域主体の交通サービスに関する意向	・日頃の外出で困っている事	・外出の特性（行き先、頻度、時間帯等）
・回答者の属性	・公共交通の利用状況						
・運転免許の保有状況	・地域主体の交通サービスに関する意向						
・日頃の外出で困っている事	・外出の特性（行き先、頻度、時間帯等）						
把握できること	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の公共交通の利用状況 ・回答者の移動特性 ・外出で困っている人の状況 						

<ヒアリング調査の概要や聞き取り項目の例>

調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の具体的な問題点や課題を把握する。 ・改善要望等も詳細に把握する。
聞き取り項目	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の聞き取り項目の具体的な内容
把握できること	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な要望やお困りごと ・その他アンケート調査では調査しきれない詳細

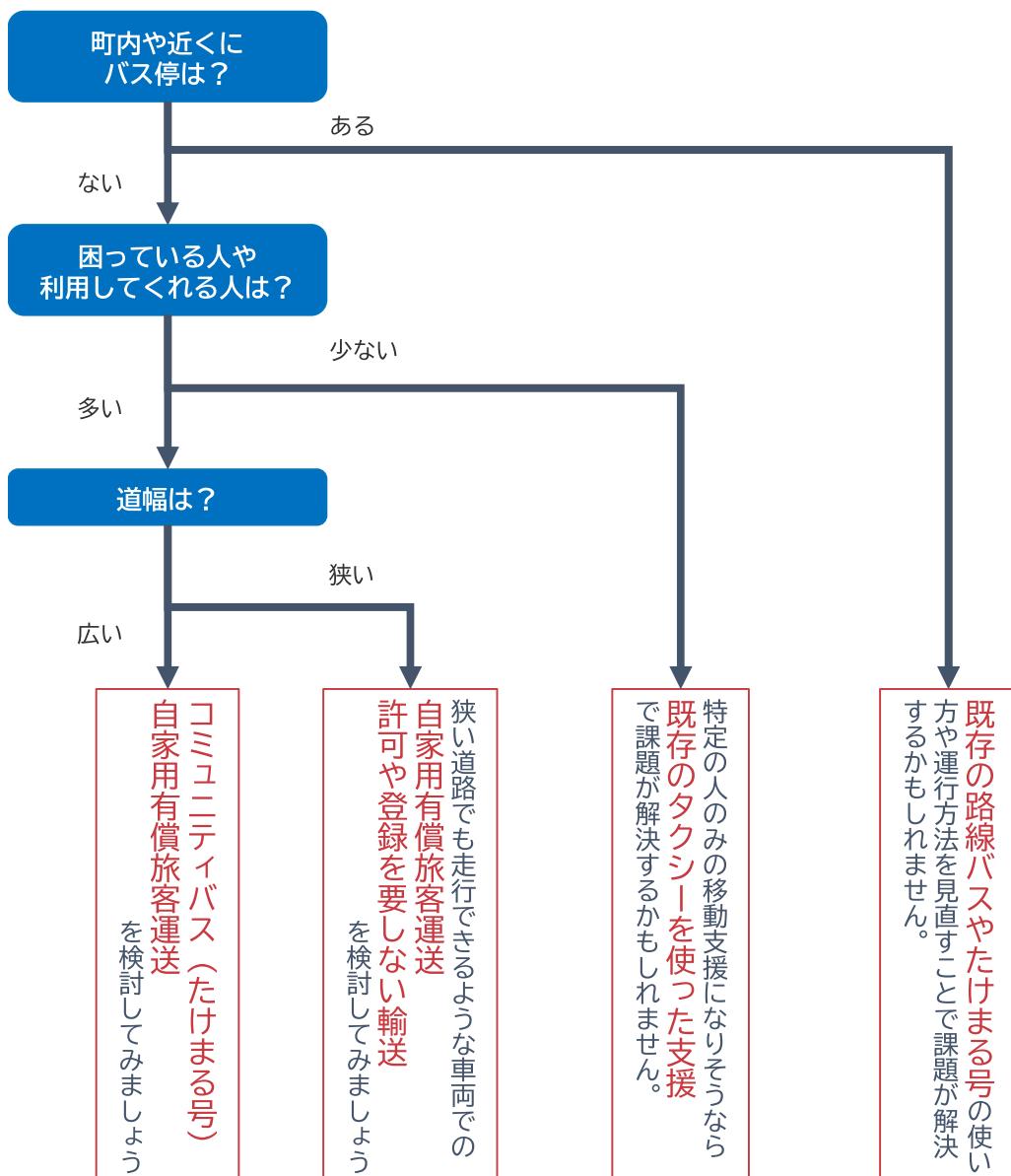
3.3. 困っている人などの状況から必要な公共交通サービスを考える

地域の特徴や課題・将来ビジョンに応じて、その地域に適合した公共交通サービスを選択することが大切です。

次頁の図は一例ですが、皆さまがお住まいの地域の状況に照らし合わせて、将来ビジョンを実現できそうな公共交通サービス、自分たちで実施できそうな公共交通サービスを考えてみましょう。

表1 公共交通サービスの種類

コミュニティバス たけまる号 (詳細P.7)	概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域と市とが協働して実施 運行主体は地域もしくは市 市が運行主体となる場合、市が定めている運行基準を満たす必要がある（市の負担割合が運行費用の70%を超過しないことが前提） 市が運行費用を負担する場合、協議会での審議や、予算要求などの検討や審査があるため、導入まで時間がかかる
	得意分野	<ul style="list-style-type: none"> 住民が多い地域などの大量輸送を得意とする
	地域の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> 運行基準を満たし持続可能な公共交通サービスとなるように、利用促進策の検討・実施、運行費用の一部負担等を行う
自家用有償旅客運送 (詳細P.8)	概要	<ul style="list-style-type: none"> 事業用ではない自家用車を使った運送 運転者は、2種運転免許保有または1種運転免許保有+自家用有償旅客運送の大蔵認定講習受講が必要 導入に際しては、既存のバスやタクシーでのサービス提供が困難な地域であり、協議会での承認が必要 交通事業者に運行業務を委託できる
	得意分野	<ul style="list-style-type: none"> バス車両では運行しにくい地域や時間帯など、住民ニーズに応じたサービス提供を得意とする
	地域の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちが運営主体として活動する 運行管理や整備管理の体制を整える必要がある
許可や登録を要しない輸送 (詳細P.9)	概要	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送等の実施が難しい場合、有償による運送をせず自家用車を使った運送 いわゆるボランティアドライバーでの運送になるため、安全管理や事故等での補償などを十分に講じる必要がある
	得意分野	<ul style="list-style-type: none"> バス車両では運行しにくい地域や時間帯など、住民ニーズに応じたサービス提供を得意とする
	地域の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちが運営主体として活動する 運行管理や整備管理の体制を整える必要がある



(具体的な検討に際しては、生駒市（協議会）が支援します)

図7 地域の特徴に応じた公共交通サービスの例

3.4. 課題や公共交通サービスに応じて組織をつくる

公共交通サービスの導入にあたっては、地域の皆さまが検討の主体となって、生駒市（協議会）や交通事業者等と連携しながら検討していくことになります。

そのため、まずは主体的に取り組むための検討組織（チーム）をつくりましょう。

検討組織のメンバーとしては、地域のこと精通した人や、キーパーソンとなるやる気のある人などに声掛けしてみましょう。

組織のメンバーの例

- ・自治会
- ・民生委員
- ・児童委員
- ・老人クラブ
- ・婦人会
- ・子供会
- ・商工会
- ・保護者（PTA）など



3.5. 公共交通サービスの運行内容等を考える

地域にとって望ましいと思う公共交通サービスについて、具体的な運行内容等を検討しましょう。

検討した運行内容から運行費用や収入を検証して、地域にとって無理のないサービス内容なのかも考えてみましょう。

地域の皆さんまで考えること

- 1 運行ルートや乗降場所
- 2 運行ダイヤ（運行頻度、運行日等）
- 3 利用方法（予約方法等）
- 4 料金体系
- 5 利用者数の計算
- 6 運行費用と収入の試算



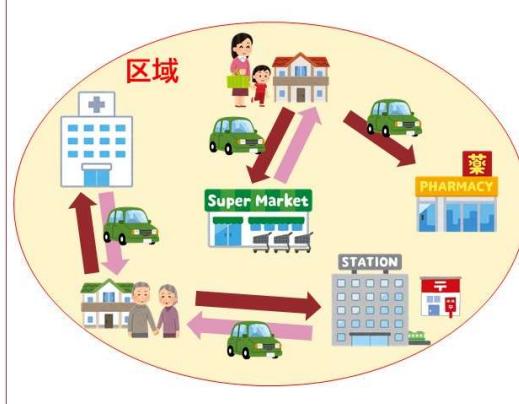
3.5.1. 運行ルートや乗降場所

■自家用有償旅客運送の場合

運行ルートについて、2パターンあります。地域のニーズなどから、望ましい運行方法を考えてみましょう。

決めること

- ・運行ルートの種類[定路線型/区域運行型]
- ・乗降場所

定路線型	区域運行型
<p>路線バスやたけまる号のように、決められたルートやバス停を運行</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・運行する路線（運行経路）を定める。 ・乗降場所（停留所）や運行時刻（ダイヤ）を定める場合がある。 	<p>運行するルートを決めずに自宅前やスーパーなどの主な外出先を運行</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・運行する区域（エリア）を定める。 ・市町村全体を区域とする場合や、市町村内的一部の地域を区域とする場合がある。 ・乗車する場所または降車する場所のいずれかが区域内にあることが必要。

■許可や登録を要さない運行の場合

許可や登録を要さない運行の場合は、利用者のニーズに沿って運行するため、家の前から目的地まで運送することが多いと思われます。そのため、運行ルートや乗降場所を予め決めるることは現実的ではありません。

ここでは、運行ルートを決めるのではなく、運行可能なエリアや運行可能な施設を地域のニーズなどから考えてみましょう。行きたいところだけで運行可能なエリアを決めるのではなく、ドライバーの負担や拘束時間も考えて決めてみましょう。

決めるこ

- ・運行可能なエリア[例:○○町内と△△町内]
- ・運行可能な施設[例:●●スーパーと▲▲医院]

3.5.2. 運行ダイヤ（運行頻度、運行日等）

■自家用有償旅客運送の場合

運行ダイヤについて、地域のニーズに応じて検討しましょう。買い物先や通院先の営業時間なども調べて、運行日や運行時間帯、運行頻度（回数）を考えてみましょう。

なお、毎日たくさんの便が走れば利便性は高まりますが、それに見合った利用がなければ費用負担が増大する可能性が高くなります。そのため、需要と供給のバランスを考慮しながら曜日を限定して運行することも考えられます。

また、運行については、路線バスのように決められた時間に必ず運行する定時型なのか、タクシーのように予約受付があったら運行する予約型なのかも決めましょう。

決めること

- ・運行日[毎日運行/曜日を限定して運行 など]
- ・運行時間帯
- ・運行頻度(運行回数)[1時間あたりの運行回数]
- ・運行体系[定時型/予約型]

■許可や登録を要さない運行の場合

許可や登録を要さない運行は、あくまでもボランティアによる事前予約制の運送サービスです。そのため、ドライバーの予定も考慮して運行する時間帯や回数を決める必要があります。運行日や運行時間帯については、ドライバーの無理のない範囲内で決めてみましょう。

決めること

- ・運行日[毎日運行/曜日を限定して運行 など]
- ・運行時間帯



図 8 運行日や運行時間帯と運行頻度の関係